

「ハモンハン」事件ニ關スル所見

一、國境紛争處理要領ニ就テ

滿洲並滿蒙國境ハ不明確ナル部分極メテ多ク、縱ヒ北方及東方ノ如ク黑龍江及烏蘇里江ヲ以テ境界トナシアル部分ニ於テモ必スシモ其流線ヲ以テ國境トナシ難ク、其中洲ノ歸屬ハ不明確ナルモノ少カラスシテ屢紛争ヲ惹起シアリ、乾金子事件ノ如キハ其一例ニ過キス

乾金子事件、張鼓峯事件及今次「ハモンハン」事件ハ悉ク國境ノ不明確ナル地域ニ發生セルモノナリ、右ノ如ク國境不明確ナル部分多キニ拘ラス、關東軍司令官ハ滿洲ノ防衛ニ任スト、滿洲防衛任務ヲ與ヘラレアリ、然ラバ滿洲トハ如何ナル地域ナリヤ、其國境

ハ上述ノ如ク不明確ナル部分其タ多シ而モ防衛ノ主  
體ハ國境ニ在ルコト言ヲ俟タサルナリ、防衛スヘキ  
滿洲ノ國境不明確ニシテ而モ任務ハ之カ防衛ニ在リ  
又難キ哉、之ヲ眞面目ニ檢討スル時ハ事ハ極メテ重  
大ナリ

國境不明確ナリトテ關東軍司令官ノ任務ハ嚴トシテ  
大命ナリ、之ヲ達成スヘキ方策ヲ講セサルヘカラス  
之レ關東軍トシテ常ニ苦慮スル點ナリ

從來國境紛争處理ニ關シテハ關東軍トシテハ軍參謀  
長ノ通牒ヲ以テ準據スヘキ要項ヲ示シアリシカ肝腎  
ノ國境不明確ナル地域ニ於ケル紛争處理ニ關シテハ  
明確ヲ缺クモノ多ク第一線部隊之カ處理ニ迷フモノ  
少カラサルヲ知り昭和十四年四月關作命第一四八八

0360

號ヲ以テ「國境紛争ノ處理要綱」ヲ發令セラレ國境紛争ノ處理要領ヲ明瞭ナラシメラレタルナリ、本要綱ヲ軍命令ヲ以テ明確ニセラレタルハ國境不明確ナル現狀並近年ニ於ケル日ノ關係上極メテ機宜ニ適セルモノト信ス

今回ノ「ハモンハン」事件ニ於ケル關東軍ノ紛争處理ノ方針ハ右國境紛争處理要綱ノ方針ヲ其儘實行セントシタルモノナリ

然ルニ六月二十九日新ニ關東軍司令官ノ任務ニ關シ大陸命第三二〇號發令セラレ左ノ如シ

(一) 關東軍司令官ハ滿洲國及關東州ノ防衛ニ任スハシ滿洲國中其ノ所屬ニ關シ隣國ト主張ヲ異ニスル地區及兵力ノ使用不便ナル地區ノ兵力ヲ以テ

スル防衛ハ狀況ニヨリ行ハサルコトヲ得

國境紛争處理ニ方リテハ事態ヲ局地ニ限定スル

ニ努ムルモノトス

(二) 細項ニ關シテハ參謀總長ヲシテ指示セシム

指示

大陸命第三二〇號ニ基キ「モンハン」事件ノ處理

ニ關シ左ノ如ク指示ス

(一) 地上戰鬪行動ハ概シテ「ボイル湖」以東ニ於ケル滿

洲國外蒙古間境界地區ニ限定スルニ努ムルモノ

トス

(二) 敵ノ根據地ニ對スル空中突撃ヲ行ハサルモノト

ス

右命令ニヨリ關東軍司令官ノ防衛任務ヲ稍々輕減セ

0362

120

ラレタルカ如ク「ハモンハン」事件ニ關シテモ本命令ノ  
主旨ニヨル時ハ必スシモ兵力ヲ以テスル防衛ハ行ハ  
サルモ差支ナキカ如キモ既ニ事態ハ之ヲ許サス當時  
第二十三師團全力及安岡支隊ハ既ニ戰場ニ到着シテ  
作戰行動ヲ開始シアリタルナリ

爾後「ハモンハン」事件ノ處理ニ方リテハ右命令ノ「兵力」  
ヲ以テスル防衛ハ狀況ニヨリ行ハサルコトヲ得「ト謂  
フ如キ方策ヲ採ルコトハ遺憾ナカラ實行シ得サリキ  
若シ右大陸命カ遅クモ六月中旬迄ニ發令セラレアリ  
シナランニハ事件處理ノ要領ハ或ハ形ヲ變ハアリシ  
のハナランカ、蓋シ第二十三師團及安岡支隊ヲ以テ「ハル  
ハ河々畔ノ敵ヲ攻撃スヘキ策案ノ決定セシハ六月二  
十日ニシテ之カ決定ニ方リテハ大陸命第三二〇號ノ

如キモノヲ考ヘアラサリシニ拘ハラス攻撃實行ニ關シテハ相當論議セラレタ後漸ク決定セラレタルモノナレハナリ

二、關東軍ノ統帥ニ就テ

(1) 關東軍カ統帥上特ニ着意セシハ軍司令ノ意圖並各部隊ノ任務ヲ明確ニ示シ此ノ疑惑ナカラシムルト同時ニ之ニヨリ生ゼシ結果ニ對スル責任ハ之ヲ關東軍カ負フコトヲ明カニシ以テ各部隊ヲシテ意ヲ安ンジ思フ存分活動セシメントスルニ在リタリ

本件ニ關シテハ昭和十四年四月國境紛爭處理要綱ヲ軍命令ヲ以テ明示セラレテ以來「モンハン」事件ニ於テモ遺憾ナク實行シ得タルモノト信ス

0364